

愛媛県立衛生環境研究所 空調設備等保守点検業務 仕様書

本仕様書は、愛媛県立衛生環境研究所の空調設備等の保守点検業務内容を示すものである。

1 業務内容

乙が甲から委託を受けて行う愛媛県立衛生環境研究所空調設備等の保守点検業務は、別途甲が指示する「保守点検各設備等一覧」のとおりとする。

2 実施要領

- (1) 乙は、設備を安全かつ最良の状態に維持するとともに、不測の事故や故障にあたっては、直ちに修理等適切な処置を講じなければならない。
- (2) 保守点検を行った結果、乙の判断により必要と認める場合は、甲と協議し、消耗品的部品は乙の責任において調達し、取り替えるものとし、また修理を要する状況の場合は、乙の報告に基づき、甲乙協議のうえ対策を講じるものとする。

3 消耗品等

消耗品、雑材料、工具、測定機、その他保守点検業務に必要な器材、物品等は乙で調達すること。

フィルター（洗浄再使用ができないものを除く）については、点検後、洗浄したもの（再使用）と交換を行い、取り外したフィルターは洗浄し甲の別途指示する場所に保管するものとする。

外気処理機の中性能フィルターは洗浄再使用ができないので甲乙協議のうえ概ね数年毎に交換し、物品等は乙で調達すること。

保守点検業務のうちフィルター等の交換を伴うものについては、交換品代金及び交換にかかる費用（交換作業費、廃棄処分費等）を含むものとする。

4 一般事項

- (1) 保守点検業務は、必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。
- (2) 保守点検業務の実施については、乙は愛媛県立衛生環境研究所内の業務に支障のないよう事前に甲と協議するものとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ実施するものとする。

5 保証

保守点検完了後、この保守に起因する不具合が生じた場合は、乙は速やかに無償修復を行うこと。

6 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で設備の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。